

政 策 事 項 推 進 要 綱

我が国の経済は、世界経済の混乱からようやく脱出する兆しを見せ、景気は持ち直しつつあるものの、企業の減益や雇用情勢の悪化などにより、国および地方の税収は打撃を受けている。このようななか、国は「地域主権」を掲げ、地方の再生・自立に向け、国と地方の関係を抜本的に転換するとされており、また大阪府も「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、市町村の役割拡大に向けて取り組んでおり、市町村においてはより一層の自己決定・自己責任による自治体運営を求められている。

本市においても、分権時代にふさわしい柔軟でスリムな行財政運営システムの構築を基本方針とした「阪南市財政再建実施計画」、また、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に従った平成 18 年 3 月の「阪南市集中改革プラン」、さらに持続可能な行財政運営システムの構築を基本方針とする「第二次阪南市財政再建実施計画」を平成 18 年 10 月に策定し、これらに基づき行財政改革に取り組み、一定の成果を収めてきたところである。

しかし、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、特別会計等の財政状況を含む「連結」の考え方と「早期健全化」「財政再生」の「二段階の破たん基準」が導入されることとなり、本市においてもこれまで以上に、市全体の行財政改革への取り組みが必要となった。しかし、特別会計や事業会計の悪化、財政調整基金残高の減少などにより、財政状況はさらに厳しい状況に至っている。

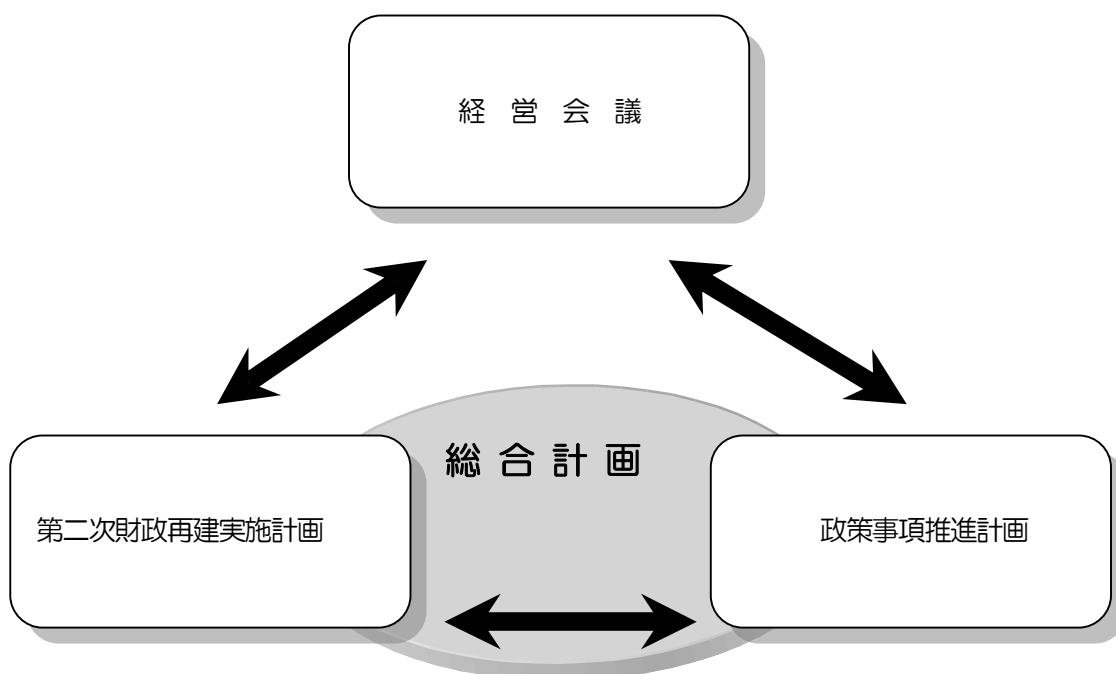
一方、このような状況のなかにあっても、平成 13 年 3 月に策定した「阪南市総合計画」に基づき、「うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、安心とうるおいのあるまち 阪南」という将来像の実現をめざし、「安心・安全のまち」、「出会い、躍動するまち」、「楽しく暮らせるまち」、「心の豊かさを育むまち」、「多様な産業の育つまち」及び「人をおもいやり生かすまち」の 6 つの施策大綱の形成に向け、主要施策の計画的な執行を実施していかなければならないものである。

そのためには、地方分権に対応した、強固で持続可能な行財政運営システムの構築に取り組みつつ、未来あるまちづくりに向け、平成 21 年 7 月に制定した「阪南市自治基本条例」及び現在策定を進めている新総合計画の展望を踏まえつつ、より一層の市民参画・公民協働のもと、新たな行政課題に積極的に取り組み、市の将来を見据えた「未来あるまちづくりへの種ま

き」を行っていくことが必要である。

本要綱は、魅力ある住んでよかったといえる将来のまちづくりを見通した新たな行政展開を図るため、市政運営の指針となるべく、あらゆる角度で抽出・検証・推進(ECP(抽出(Extract)・検証(Check)・推進(Promote)))を行い、政策事項推進計画を策定し、推進するものである。

なお、ECPを進めるにあたっては、政策を主眼として本市の将来の課題を整理し、社会情勢や市民ニーズの多様化に的確に対応しつつ、国・府の行財政制度の改革にも即応しうるよう、毎年度所要のローリングを行っていくものとする。



未来あるまちづくりへの種まき

まちを変える まちが変わる！